

越谷市告示第 **137** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和7年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和7年3月 **25** 日

越谷市長 福 田 晃

別紙

工事の請負の契約（越谷市公契約条例第6条第1項第1号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,139	27	普通船員	3,432
2	普通作業員	2,858	28	潜水士	5,378
3	軽作業員	1,992	29	潜水連絡員	4,050
4	造園工	2,880	30	潜水送気員	3,960
5	法面工	3,522	31	山林砂防工	3,578
6	とび工	3,578	32	軌道工	6,559
7	石工	3,589	33	型わく工	3,510
8	ブロック工	3,398	34	大工	3,375
9	電工	3,297	35	左官	3,555
10	鉄筋工	3,555	36	配管工	3,049
11	鉄骨工	3,207	37	はつり工	3,353
12	塗装工	3,634	38	防水工	3,882
13	溶接工	3,859	39	板金工	3,792
14	運転手（特殊）	3,454	40	タイル工	3,004
15	運転手（一般）	3,015	41	サッシ工	3,544
16	潜かん工	4,118	42	屋根ふき工	3,758
17	潜かん世話役	4,894	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,377	44	ガラス工	3,510
19	トンネル特殊工	4,107	45	建具工	3,165
20	トンネル作業員	3,454	46	ダクト工	3,285
21	トンネル世話役	4,545	47	保温工	3,083
22	橋りょう特殊工	3,972	48	建築ブロック工	3,213
23	橋りょう塗装工	3,949	49	設備機械工	3,117
24	橋りょう世話役	4,467	50	交通誘導警備員A	2,104
25	土木一般世話役	3,420	51	交通誘導警備員B	1,879
26	高級船員	4,253			